

第 8 1 号議案

品川区立保育所条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 1 月 2 2 日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区立保育所条例の一部を改正する条例

品川区立保育所条例（昭和 3 6 年品川区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 2 の部品川区立一本橋保育園の項中「品川区豊町三丁目 5 番 3 1 号」を「品川区大井二丁目 2 5 番 1 号」に改め、同表 4 5 の部を削る。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（説明）一本橋保育園の所在地を変更するほか、ほうさん保育園を廃止する必要がある。